

## 学位論文審査の結果の要旨

学位記番号	※ 甲第 45 号
-------	-----------

氏 名 周 家 彤

論 文 題 目 長 春 市 に お け る 「 満 州 国 」 旧 祉 群 の 保 存 と 変 遷

### 学位審査委員

主 査 西 尾 林 太 郎

副 査 谷 澤 明

副 査 馬 場 毅

## 学位論文審査の結果の要旨

2014年12月27日(土)午前10時05分～12時00分、星が丘キャンパス13E-2において周家彤氏の学位論文審査が実施された。

まず、周家彤氏から本審査の申請の際に提出した履歴書の記載ミスについて一言訂正があり、引き続き本論文の概要と去る8月29日に実施されたセミナーで指摘された問題点に対する対応・修正についてひとつひとつ説明があった。それを受け、審査委員から論文全体についての批評と個々の問題点について具体的な指摘がなされた。

今回提出された周論文は注や図表・参考文献リストを含め全110ページであり、その構成と第1章～第7章の要旨は以下の通りである。

### 論文の構成と要旨

#### 構成

序章 「満州国」旧祉群へのアプローチ

第1節 「満州国」旧祉群をめぐる日中関係

第2節 植民地旧祉の諸様相

第3節 研究の目的

第4節 先行研究

第5節 課題と資料及び論文の構成

第1章 「満州国」首都建造物の起源及び旧祉群の利用

はじめに

第1節 「満州国」首都建設の起源

第2節 植民地時代に残された「満州国」遺産

第3節 文化大革命期における「満州国」旧祉

第4節 回復期における「満州国」旧祉

おわりに

第2章 利用から保護への移行期における「満州国」旧祉群

—「新京」映画産業旧祉群—

はじめに

第1節 越境した映画劇場

第2節 越境した映画会社

第3節 文化の協力

第4節 拒絶と受容

第5節 触変

おわりに

第3章 法制度形の形成期と強化期における「満州国」旧祉群

はじめに

第1節 解釈と抵抗

第2節 対立と規制

## 学位論文審査の結果の要旨

第3節 衝突と摩擦

第4章 法制度の強化

おわりに

第4章 長春市における「満州国」教育旧祉群

—法制度による再解釈—

はじめに

第1節 「満州国」文教部旧祉

第2節 「満州国」文教部の組織と機能

第3節 「満州国」新京の諸学校旧祉

第4節 「満州国」文教部旧祉に関する再解釈

おわりに

第5章 「満州国」政府官庁旧祉群の歴史と現在

はじめに

第1節 「満州国」官庁旧祉群とは

第2節 「満州国」と溥儀

第3節 「満州国」国都建設組織

第4節 官庁旧祉群の過去と現在

おわりに

第6章 「満州国」旧祉群の保存をめぐる論争とその位置づけの変化

はじめに

第1節 「満州国」旧祉群の保存をめぐる論争

第2節 「満州国」旧祉群をめぐる位置づけの変化

第3節 「満州国」旧祉群と文化

おわりに

第7章 長春市における「満州国」旧祉群の価値の再検討

—ユネスコ世界文化遺産登録に向けて—

はじめに

第1節 文化財保護法の視座

第2節 長春市における「満州国」旧祉群の道徳的な性格

第3節 長春市における「満州国」旧祉群の再検討

第4節 「満州国」新京の位置づけ

第5節 残された課題

おわりに

終章

参考文献

付録

## 学位論文審査の結果の要旨

### 第1～7章の要旨

#### 第1章

中華人民共和国建国後、満州国の旧官衙など諸施設は堅牢さと利便性が評価され、すなわち「使用価値」により諸政府や中国人民によって少なくとも1980年代初頭まで使用されて来た。それを大きく変えたのは1982年11月に制定された文化財保護法であった。「歴史の記憶」という価値が満州国旧祉群に加わったのである。

#### 第2章

1980年代には「中国映画の揺籃」とされた長春映画製作所(長映)の原点は、満州国時代の「満州映画製作所」(満映)であった。満映は中国東北部(「満州」)に映画という娯楽を伝え、庶民はそれを受け入れていった。中華人民共和国建国後、満映の技術者たちは中国に留用され、中国人に映画製作技術を伝えた。長春市内の長映の映画館が建国以来30年間連続してほぼ満席状態であったことを考えるとき、この製作技術と映画の大衆化の過程はまさに「文化触変」の過程であった。長映の施設はすでに郊外に移転したが、この満映の施設は今日長春市内に旧祉として残されている。

#### 第3章

文化財保護法とその関連法令の制定、さらに6次にわたる文化財保護法の改正により、保護基準が明確化され、省政府、市政府など地方政府の権限と責任が強化された。長春市における文化財認定件数は1984年1月以来2012年12月までに150に達し、その内の63が満州国時代のものである。その63のうち、皇宮、関東軍司令部施設、満州国軍事部はじめ「八大部」官庁、建国忠魂廟等16か所が吉林省条例によって省指定の文化財となっている。

#### 第4章

「満州国」政府は、1932年、それまで使用されていた南京政府による1927年版教科書『三民主義』をことごとく焼却し、「日満一体」精神を人民に貫徹させる目的で文教部を設置した。日本語学習が強制され、満州国へ多くの日本語教師が派遣され、満州からは多くの留学生が日本に派遣された。もちろん、これは支配者である日本が帝国主義政策の一環として行ったことは疑う余地はない。しかし、満州の人々は日本語を通じて近代的な思想や文化を摂取したことも事実である。半封建・半植民地と辛亥革命失敗の歴史の中で、どのように「満州国」文教部旧祉を捉えればいいのか。文化財保護法第2条(文化財とは歴史的価値を持ち、各時代の社会制度・社会生産・社会活動を反映し、教育上の意義を持つもの)からすれば、それは貴重な文化財である。現在その建物は老朽化により撤去されてしまったが、今日その旧祉は「八大部」の一つとして長春市の文化財である。

## 学位論文審査の結果の要旨

### 第5章

長春市における「満州国」の主な官庁旧祉群には、「二宮」「九部」「一衙」がある。

「二宮」とは仮宮殿と新宮殿であり、「九部」とは関東軍司令部と軍事部など「八大部」のことであり、「一衙」とは「総合法衙」である。「二宮」のうちの仮宮殿すなわち満州国皇宮は、「偽満皇宮博物館」として収蔵物約2万点、館員161名を擁し、年間50万余り(うち外国人3万)の来館者を集めている。また、中央政府により、それは最高のAAAAA級の観光地であり、全国の優秀な愛国教育基地と称されている。また、「八大部」旧祉群は「全国126景観」として多くの観光客を集めている。

### 第6章

文化財保護法により、長春市政府によって認定された文化財は保護される。勝手に破壊や転用は許されない。従って文化財ならずとも、「満州国」時代の古い建造物は価値あるものとして大切にされなければならない。しかし、市政府とそれら建造物の使用权者とのトラブルは頻繁に生ずる。さらに満州国旧祉については歴史認識の問題がつきまとう。マイナスの評価については「民族傷痕」さらに「撤去論」までである。肯定はしないが「ではハルビンの半分を、上海バンドも植民地旧祉だからその全部をそれぞれ取り壊すのか」と「撤去論」に反対する知識人もいる。これに対し、満州国旧祉群は西洋と東洋の文化の融合の産物であり、それ自体文化財であるという意見もある。

このように、「満州国」旧祉群に関し、全国的にそして長春市民の間でいろいろな意見があり、意見の一致は見られない。とはいえ、2013年には長春市「満州国」旧祉3組13か所が全国文化財リストに入れられた。「皇宮と八大部」、「満州国中央銀行」、「長映初期建築」がそのリスト入りを果たしたのである。

### 第7章

2007年12月の長春市人民大会で、「満州国」旧祉群を「世界警示性文化遺産」つまり同じ歴史を繰り返さないよう世界に警告し、展示する文化遺産とするという提案が採択された。それを受けて、長春市長崔傑が2009年3月の全国人民代表大会において、そのような趣旨の提案をした。これに中央政治局常務委員李長春が注目した。中国共産党中央宣伝部の協力のもとで、この計画は全国の注目するところとなり、長春市政府による宣伝が功を奏してか、「満州国」旧祉群に対する長春市民の理解が進んだように思われる。今、長春市政府は、「満州国」旧祉群を「世界警示性文化遺産」としてユネスコ世界遺産への登録を目指してその準備を進めている。

## 学位論文審査の結果の要旨

## 評価

周論文は、「満州国」の首都であった長春市という、日本のかつての「満州」支配を象徴する都市に遺された「満州国」官衙の建造物や関連施設を対象にして、中華人民共和国建国以来、それらの利用や保存の実情を、そして中央政府の制定した文化財保護法の変遷とそれに伴う長春市政府による「満州国」遺産の保存の推移を明らかにすることを目的としたものである。その目的は達成されていると言ってよい。また、昨年8月29日に実施されたセミナーにおいて指摘された文章表現の稚拙さ・不適切さという問題点や資料に関する課題などは、おおむね解決された。その努力を多としたい。

そもそも、中国や日本において、傀儡国家「満州国」の建造物やその関連施設の実情について紹介し、建築史や都市計画の視点から論ぜられることはあっても、第2次世界大戦終了後におけるその利用や保存ないしはその変遷について学問研究の対象として扱われることはなかった。欧米においても同様である。その意味ではこの周論文は画期的であると言えよう。

しかし、本論文にはいくつかの課題もある。第一に相対化するという視点から、「満州国」が建てた建造物や施設以外の、大連や瀋陽に数多く存在する満鉄や関東州の手による建造物や施設に対する中央政府や大連市など地方政府の対応に関して触れるところがあってもいいのではないか。上海市と外灘の旧欧米居留地、北京市と円明園については触れられるが、例えば大連市による満鉄・関東州による建造物や関連施設への対応や保存に向けた姿勢との比較があってもよかったのではないか。

第二に、本論文で取り上げられた建造物や施設が、「満州国」崩壊後、長春市の都市計画や社会的・文化的インフラの整備とどのように関わって来たのか、という点に触れていない点である。確かに、周論文では「満映」が「長映」となり、映画製作の技術移転に大きな役割を果たしたことや、「日満一体」のスローガンの下に日本語や日本文化の強制に大きな役割を果たした「満州国文教部」の遺産がその後の日本語人材の育成に影響を与えた点については、日本人や中国人の研究や指摘を踏まえつつ言及されている。この点は評価できるが、映画館などの娯楽施設やデパートや市場などの商業施設が戦後の長春市においてどのような意味を持ったのかということをも明らかにして欲しかったし、今後の研究によって是非とも明らかにしてもらいたい点である。

第三に最近の動向に関する論述、特にユネスコ世界文化遺産への登録を目指す、長春市政府や中央政府の姿勢とその政策決定に関する論述について、根拠が必ずしも明確でないところがある。直接的な資料収集に大きな制約があることは理解できるが、手堅い周辺資料から詰めることはできないか、との思いは残る。

しかし、この3点は先に挙げた本論文の学術的意義を些かとも損なうものではない。むしろ周氏はじめ日中両国の研究者が本論文を契機に今後取り組むべき課題であろう。

以上から、本審査委員会は、現代社会研究科委員会に本論文が博士論文に値するとご報告する次第である。

以上